

平成25事業年度

〔 自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月31日 〕

第 9 期

事業計画(変更)

中日本高速道路株式会社

・高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、「会社法」という。）第10条に基づき、高速道路株式会社（以下、「会社」という。）が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、会社法施行規則第11条第1項で規定されているとおり、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

平成25事業年度の事業計画については、事業全体としては総額約7,873億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は約7,651億円の事業費を予定している。資金計画については、合計約6,402億円の資金を借入金などで調達する予定である。収支予算については、当期純利益として約4億円発生する見込みである。

・事業計画

1 . 高速道路事業に係る事業計画

平成 2 5 事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧その他の管理で構成される。

高速道路の新設、改築については、事業が進捗している道路や大都市圏ネットワークを形成する道路の整備を重点的に、信頼性の高い高速道路ネットワークを構築し、安全・安心・快適な高速道路を提供するため、約 5 , 3 4 4 億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約 5 , 1 0 0 億円）を予定している。

また、本事業年度内には、一般国道 468 号首都圏中央連絡自動車道（茅ヶ崎 J C T ~ 寒川北）5 k m、（相模原愛川 ~ 高尾山 相模原 I C 除く）1 5 k m、計 2 0 k m の完成を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理に関しては、適正かつ効率的な維持管理や、道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、約 2 , 3 0 7 億円の事業費を予定している。

なお、他の会社の事業範囲における高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る平成 2 5 事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	第二東海自動車道など計 7 道路 3 2 7 k m の新設、中央自動車道など計 6 道路 4 1 k m の改築	5 , 3 4 4
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	中央自動車道など計 1 6 道路 1 , 9 2 4 k m の維持、修繕等	2 , 3 0 7
会社法第 5 条第 2 項に規定された以外の高速道路における新設、改築		
会社法第 5 条 第 2 項に規定された以外の 高速道路における維持、修繕、災害復旧等		
合計 A（高速道路事業）		7 , 6 5 1

2. 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

平成25事業年度における高速道路事業以外の事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他の事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、高速道路の供用に伴う新規のサービスエリア等の建設及び利用者への適正なサービスを実施するために必要な既存サービスエリア等の管理を行うために、事業費約111億円を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、高速道路事業に関連する他の道路事業等の委託事業を着実に実施するため、約53億円の受託事業費を予定している。

その他事業に関しては、トラックターミナル事業、道路占用施設活用事業、広告事業、物販事業、コンサルティング事業、旅行業、カードサービス事業のほか、新たに事業を展開するために、約57億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の事業に係る平成25事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	一般国道468号首都圏中央連絡自動車道厚木パーキングエリアなど計17箇所の建設 中央自動車道談合坂サービスエリアなど計180箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	111
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等	「一般国道475号東海環状自動車道美濃関JCT中央高架橋及び東海北陸自動車道跨道橋の建設事業の施工に関する協定」に基づく受託工事ほか	53
会社法第5条第2項に規定された以外の高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理		
その他の事業	トラックターミナル事業、道路占用施設活用事業、広告事業、コンサルティング事業、旅行業、カードサービス事業ほか	57
合計B(高速道路事業以外)		221
合計(A+B)(全事業)		7,873

資金計画書

平成25事業年度の資金計画書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
(営業的収入)			
高速道路事業営業収入	4,828	4,828	
関連事業営業収入	227		227
SA・PA事業収入	157		157
その他の事業収入	17		17
受託事業収入	53		53
営業外収入	-	-	-
(資本的収入)			
社債・借入金	6,402	6,347 (6,347)	55
機構からの無利子借入金	-	-	
社債	3,100	3,100 (3,100)	
民間借入金	3,302	3,247 (3,247)	55
前期繰越金	1,139	1,034 (413)	105
合計	12,596	12,209 (6,760)	387
支出の部			
(営業的支出)			
高速道路管理費	1,111	1,111	
道路維持管理費	523	523	
道路業務管理費	362	362	
一般管理費等	227	227	
道路資産賃借料	3,502	3,502	
関連事業管理費	152		152
SA・PA事業管理費	79		79
その他の事業管理費	21		21
受託事業営業費	53		53
(資本的支出)			
高速道路新設・改築費	5,344	5,344 (5,339)	
新設・改築費	5,100	5,100 (5,096)	
一般管理費	127	127 (127)	
支払利息等	116	116 (116)	
高速道路修繕費	1,196	1,196 (1,050)	
修繕費	1,125	1,125 (997)	
一般管理費	56	56 (38)	
支払利息等	15	15 (15)	
関連事業建設費	69		69
SA・PA事業建設費	33		33
その他の事業建設費等	36		36
社債等償還金	71	26	45
次期繰越金	1,150	1,030 (371)	120
合計	12,596	12,209 (6,760)	387

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

高速道路事業欄の()書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画である。

上記計数は、消費税を含む。

収支予算書

平成25事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
・ 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	6,825	6,825	
(1) 料金収入	4,806	4,806	
(2) その他収入	2,019	2,019	
・ 道路資産完成高	2,019	2,019	
2. 営業費用	6,856	6,856	
(1) 道路資産賃借料	3,336	3,336	
(2) 道路資産完成原価	2,059	2,059	
(3) 管理費用	1,252	1,252	
・ 維持修繕費	498	498	
・ 管理業務費	348	348	
・ 一般管理費	203	203	
・ 租税公課	19	19	
・ 減価償却費	184	184	
(4) 引当金等	209	209	
高速道路事業営業利益	31	31	
・ 関連事業営業損益			
1. 営業収益	225		225
(1) SA・PA事業収入	150		150
(2) その他の事業収入	16		16
(3) 受託事業収入	59		59
2. 営業費用	177		177
(1) SA・PA事業費	98		98
(2) その他の事業費	21		21
(3) 受託事業費	59		59
関連事業営業利益	48		48
全事業営業利益	17	31	48
・ 営業外収益	-	-	-
・ 営業外費用	10	9	1
経常利益	6	40	46
-	-	-	-
・ 特別利益	-	-	-
・ 特別損失	-	-	-
税引前当期純利益	6	40	46
法人税、住民税及び事業税	2	-	2
法人税等調整額	-	-	-
当期純利益	4	40	44

端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

上記計数は、中日本高速道路(株)単体の収支予算である。

引当金等は、マイレージ等による割引額である。

上記計数は、消費税を含まない。

高速道路事業における損失については、高速道路事業に係る利益剰余金を活用して、機構に帰属する道路資産を形成し、債務の引渡しを行わない事業(40億円)を含む。